

221 教育審議会総裁建議、国民学校教員の優遇並びに師範学校制度刷新の急速実施・諮詢機関設置・教育尊重に関する件主務省へ回付
〔昭和十六年十月〕

閣甲第三六六号
案 起 昭和十六年十月十三日
施行 昭和十六年十月十四日
決定 昭和十六年十月十四日
裁可 昭和 年 月 日 行

(注記1)

(注記2)

内閣総理大臣 (近衛) 内閣書記官長 (高田)

外務大臣 (豊田) 海軍大臣 (及川) 商工大臣 (左近衛) 厚生大臣 (小泉)

内務大臣 (田辺) 司法大臣 (花押) 通信大臣 (村田) 平沼國務大臣

大蔵大臣 (小倉) 文部大臣 (橋田) 鉄道大臣 (村田) 柳川國務大臣 (柳川)

陸軍大臣 (東条) 農林大臣 (花押) 拓務大臣 (豊田) 鈴木國務大臣 (鈴木)

別紙教育審議会総裁建議

(注記3)

一、国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ

關スル件

一、諮詢機関設置ニ關スル件

一、教育尊重ニ關スル件

右供高覽

供覽後主務省へ回付

回付案 (一)
〔昭和十六〕年〔十〕月〔十四〕日

内閣書記官長

文部大臣宛

教育審議会総裁ヨリ左記ノ件ニ関シ別紙ノ通建議有之候処右ハ
貴省主管ノ件ニ付依命及回付候

記

一、国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ関
スル件

一、諮詢機関設置ニ関スル件

一、教育尊重ニ関スル件

(加筆・朱書) (二)
〔昭和十六〕年〔十〕月〔十四〕日

内閣書記官長

法制局長官宛

教育審議会総裁ヨリ諮詢機関設置ニ関シ別紙ノ通建議有之候条
為参考及送付候

昭和十六年十月十三日

割印

教育審議会総裁男爵 鈴木貫太郎 印

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度刷新ノ急速実施ニ

関スル建議

国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度ノ刷新改善ニ付テハ本会
ノ既ニ答申セル所ニシテ其ノ実現ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ焦眉ノ急

務タリ

政府ハ速カニ之ヲ実施シ国民教育ニ万遺憾ナキヲ期セラレンコ
トヲ望ム

右及建議候也

昭和十六年十月十三日

割印

教育審議会総裁男爵 鈴木貫太郎 印

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

諮詢機関設置ニ関スル建議

現下ノ時局ニ於ケル教育ノ重要性ニ鑑ミ政府ハ本審議会廃止後
ニ於テモ文政ニ関スル重要事項ヲ審議スル為内閣ニ有力ナル諮
詢機関ヲ設置セラレンコトヲ望ム
右及建議候也

昭和十六年十月十三日

割印

教育審議会総裁男爵 鈴木貫太郎 印

内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿

教育尊重ニ関スル建議 (別紙ノ通)

教育尊重ニ関スル建議

恭シク惟ミルニ

列聖允文允武 統ヲ無窮ニ垂レテ万邦無比ノ国体ヲ顕揚シ化ヲ
億兆ニ施キテ永世不易ノ皇道ヲ宣布シ給フ

明治天皇 大統ヲ紹ガセラルルヤ 祖宗ノ洪範ニ率由シテ庶政

ヲ一新シ深ク 聖慮ヲ教学ニ注ガセラレ夙ニ学制ヲ頒チテ教育ノ国是ヲ定メ次デ 宸勅ヲ降シテ教育ノ大綱ヲ昭示シ給ヒ又戦時ニ際シテハ「軍国多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス」トノ 御沙汰ヲ賜ハリ

大正天皇即位ノ大札ヲ訖ラセラルルニ方リテハ 先帝ノ遺緒ヲ紹述シテ倍々教育ノ振興ヲ図ラムトスル旨ノ 聖諭ヲ降シ給ヒ今上陛下登極ノ大札ヲ訖ラセラルルヤ教育ニ関スル 御沙汰ヲ賜ハリ

「朕今列聖ノ遺図ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ帰趨ヲ正クシ大ニ学芸ヲ振ヒ以テ国運ノ伸張ニ資センコトヲ念フ」ト宣ヒ教学ノ振興ヲ諭サセ給フ 聖慮寔ニ深遠恐懼感激措ク能ハザル所ナリ

歴世相承ケ教学ヲ重ンジ給フコト此ノ如ク恵沢至仁洽ク中外ニ光被シ臣民相率キテ敬忠奉公ノ誠ヲ致シ文教隆々トシテ内興リ武威赫々トシテ外ニ輝キ克ク国運今日ノ隆昌ヲ見ルニ至レリ文物ノ發達ト時勢ノ推移トニ伴ヒ近時更ニ教育ノ刷新振興ヲ図ルノ急ヲ告ゲ曩ニ内閣ニ教育審議会ヲ設置セラルルニ当リ

畏クモ特ニ優渥ナル 上諭ヲ賜フ洵ニ恐懼ノ至リニ堪ヘズ審議会一同謹ミテ 上諭ヲ奉体シ重責ヲ痛感シテ鞠躬精勵慎重審議ヲ遂ゲ我が国教育ノ刷新振興ヲ図ルノ根本ハ教育ノ全般ニ涉リテ其ノ嚮フ所ヲ皇国ノ道ニ帰一セシメ国体ノ本義ニ則リ克ク皇国ノ重大使命ヲ負荷スルニ足ルベキ大国民ヲ陶冶鍊成スルニアリト為シ此ノ本義ニ基キ必要ナル国策ノ要綱ヲ樹立決定シ既ニ夫々答申ヲ了セリ

今ヤ宇内ノ情勢ハ變転極リナク東亞及世界ニ於ケル皇国ノ任務ハ日ニ益々重キヲ加フ洵ニ是レ国家未曾有ノ非常時局ニシテ国家ノ総力ヲ挙ゲテ奮勵邁進スベキノ秋国防ノ強化ニ産業ノ振興ニ將タ諸般国務ノ更張ニ其ノ根基タル教育ノ刷新振興ヲ要スル蓋シ今日ヨリ急ナルハナシ而シテ本審議会ノ答申ハ家庭教育學校教育及社会教育等教育関係ノ全般ニ互リ各要項皆全会一致ヲ以テ議決シ文部当局亦之ニ対シテ同意ヲ表明セラレタル所實ニ我が教育ニ対スル官民一致ノ希求ニ出デタルモノト謂フベシ夫レ教育ハ国家経綸ノ大本ニシテ内外百般ノ施設一トシテ教育ノ力ニ拠ラザルハナシ而シテ其ノ刷新振興ヲ図ルハ固ヨリ文部當局ノ主管ニ属スト雖モ其ノ効果ヲ完ウセンニハ独リ当局ノ施為ニノミ委スベキニアラズ須ラク教育ノ真義ニ立脚セル朝野官民ノ協力ニ俟タザルベカラズ政府ハ宜シク意ヲ此ニ致シ克ク国民全般ヲ指導シテ我が国教育ノ特質ニ関スル理解ヲ深カラシメ教育尊重ノ精神ヲ益々昂揚シテ洽ク国内ニ普及徹底セシメ本審議会答申ノ要綱ハ速カニ其ノ具体的方途ヲ講ジ着々其ノ実施ヲ完遂シ我が国ヲシテ世界ニ垂範スベキ教育国家タルノ資質態勢ヲ充實整備シ以テ内国本ヲ不拔ニ培ヒ国運ヲ無彊ニ伸ベテ 皇基ヲ振起シ外八紘為宇ノ肇国精神ヲ顕現スルニ於テ違算ナカラシコトヲ望ム

右及建議候也

(加筆)
(参考)

(表紙)

昭和十六年十月十三日教育審議会第十四回總會ニ於ケル諮問第一号ニ関スル答申中、教育行政及財政ニ関スル件並ニ建議ニ関スル件ニ関スル田所特別委員長報告要領

目次

第一 審議経過報告	一
第二 教育行政及財政ニ関スル件答申説明	三
一、 綱要説明	三
二、 教育行政及財政ニ関スル要綱説明	五
(一) 行政ニ関スル事項説明	五
(二) 財政ニ関スル事項説明	一二
第三 建議ニ関スル件説明	一六
第四 結語	一八
第一 審議経過報告	
特別委員会ハ、御承知ノ通り、昭和十三年四月十四日第八回總會ニ於テ總裁ノ御指名ニ依リテ成立致シマシテ、諮問第一号ニ関スル審査ノ御委託ヲ受ケ、鋭意答申案ノ作成ニ従事シ、既ニ学校教育及社会教育ニ関スル各要綱ニ付テ審査ヲ了シ、之ヲ本会ニ中間報告ヲ致シ、本会ヨリ夫々政府へ答申ニ相成ツタノデアリマス。	
以上ヲモチマシテ、教育自体ニ付テハ一応ノ審議ヲ了ツタ次第デアリマスカラ、特別委員会ニ於テハ、次デ教育行政及財政	

ニ関スル事項ノ審議ニ入りマシテ、本年六月四日ヨリ同月十三日ニ至ル迄ニ於テ四回ニ亙リ、總會ニ於ケル各位ノ御論議ヲ基礎トシテ、熱心ニ論究ヲ致シタノデアリマス。而シテ意見ノ發表ガ一段落ヲ告グルニ及ビマシテ、同六月十三日委員林博太郎伯外十四名ヲ整理委員ニ挙ゲ、特別委員会ノ論議ヲ基礎トシテ答申案ノ作成方ヲ付託致シタノデアリマス。爾來整理委員ノ各位ハ毎週二回会同シテ熱心ニ討究サレ、本年八月ノ暑中ヲ除キ、九月二十四日ニ至ルマデ前後十五回ノ會議ヲ重ネテ十分ナル審議ヲ遂ゲ、其ノ間当局トモ巨細ニ意見ヲ交換セラレ、全会一致ヲ以テ教育行政及財政ニ関スル答申案ヲ決定セラレタノデアリマス。

尚整理委員会ニ於テハ、右ノ答申ヲ以テ、政府ノ諮問第一号ニ対スル本審議會ノ答申事項ヲ概ネ議了スルコトト相成リマスルカラ、既ニ答申シタル事項中実情ニ即シテ急速実施ヲ要スル件、文政上重要事項ニ関スル最高ノ諮詢機関設置ノ件並ニ教育尊重ニ関スル件ニ付、本審議會ヨリ政府へ建議スルノ必要ヲ認め、夫々建議案ヲ決定セラレタノデアリマス。

本特別委員会ハ、本年九月二十四日、右答申案及建議案ニ関スル報告書ヲ林整理委員長ヨリ受領シ、十月一日會議ヲ開キ、右各案ニ付テ審査ヲ行ヒ、慎重審議ノ結果、全会一致ヲ以テ別紙報告書ノ通り答申案及建議案ヲ決定シ、之ヲ總裁ニ御報告申上ゲタ次第デアリマス。是レヨリ右答申事項及建議事項ニ付テ御説明致シマス。

第二 教育行政及財政ニ関スル件答申説明

一 綱要説明

先づ教育行政及財政ニ関スル答申事項ニ付テ申シマスレバ、学校教育及社会教育ヲ根幹トスル教育ノ刷新振興ニ関スル諸要綱ハ、周密ナル具体的方策ヲ樹立シテ之ヲ実施シ、且ツ其ノ運用宜シキヲ得ナケレバ、万然ナル効果ヲ収メ難イノデアリマシテ、之ガ為ニ周到ナル用意ノ必要ナルコトニ付テハ、本会ガ既ニ屢々要望シタ所デアリマス。然レバ教育ニ関スル行政及財政ヲ整備充実致シマスルコトハ、曩ニ答申ヲ了シマシタル教育ノ刷新振興ニ関スル諸方策ニ対シマシテ、正ニ画竜点睛トデモ謂フベキモノデアリマシテ、実ニ喫緊ノ要務デアリマス。

教育行政及財政ノ組織並ニ運用ニ関シマシテ、刷新改善ヲ加フベキコトハ種々アルノデアリマスガ、其ノ枢要ナル点ヲ申シマスレバ、教育行政ニ於キマシテハ、企画、実施及監督ノ各局面ニ互リマシテ、機構ヲ整備強化スルト共ニ、其ノ機能ノ敏活公正ヲ図ツテ運用ヲ完ウスルコト、国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ヲ基本ト致シマシテ、行政諸部局ノ事務ノ統一及聯絡調整ヲ図ルト共ニ督学機構ヲ強化シ、以テ各教育機関ノ全一的指導ヲ完ウスルコト、有為ノ人材ヲ簡抜配置シ、安ンジテ教育ニ力ヲ尽スコトガ出来ルヤウ人事ニ関スル行政ヲ改善スルコト等ガ其ノ眼目デアルト考フルノデアリマス。

教育ニ関スル財政ニ於キマシテハ、常ニ教育ノ重大性ニ鑑ミマシテ、其ノ刷新振興上特ニ重点タルベキ所ニ対シテハ十分ナル資源ヲ供給スルコトガ大切デアリマス。カクシテ教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ必要ナル諸方策ヲ着々遂行致シマシ

テ、克ク其ノ目的ヲ達成セシムベキデアリマス。而シテ殊ニ學術文化ノ水準ヲ向上セシムルコト、体育ヲ發達普及セシムルコト、私立ノ教育機関ヲ助成シテ克ク其ノ教育的効果ヲ完ウセシムルコト等ノ如キハ正ニ方今ノ要務デアルト考フルノデアリマス。

以上述べマシタ趣旨ニ依リマシテ、次ニ御説明申上グル教育行政及財政ニ関シマスル要綱ヲ審議決定致シタ次第デアリマス。

二 教育行政及財政ニ関スル要綱説明

(一) 行政ニ関スル事項説明

行政ニ関スル事項中ノ中央教育行政ノ機構ニ付説明ヲ致シマス。

一、其ノ一ハ、文政ヲ全面的ニ刷新強化スル為、国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ニ関スル事項、文政ノ根基タル企画・調査ニ関スル事項、一般ニ関スル事項等ヲ掌ルベキ機構ヲ整備強化スルノ必要ヲ認ムルモノデアリマス。而シテコレ等ノ事項中企画・調査ニ関スル行政機構ハ教育施設ノ根本ニ関スルモノデアリマスカラ、特ニ強化ノ必要ガアルノデアルト存ジマス。尚東亞ニ於ケル我が国ノ地位使命ニ鑑ミ極メテ重要デアアル興亜教育ニ関スル事項ノ如キモ、前項ノ事項ヲ掌ル機構ニ於テ之ヲ掌理セシムルヲ適当トスルノデアリマス。

一、第二項ハ學術、文化ノ振興發展ニ関スル事項ヲ掌ル部局ニ関スル事デアリマス。我が国學術芸能ノ發達ヲ促シテ其ノ

水準ヲ一層高メル為教育行政上施策スベキ事項ハ特ニ現下内外ノ情勢ニ鑑ミ頗ル多々アルノデアリマスガ、従来コレ等ニ関スル行政機構ハ何レモ規模ガ小デ、且ツ統一ヲ欠ク憾ミガ無いデモ無カツタノデアリマスカラ、之ガ行政ヲ掌ル有力ナル部局ヲ文部省ニ新設スルコトノ必要ヲ認ムルモノデアリマス。

一、社会教育ニ関スル行政機構ヲ特ニ拡大強化スルノ必要アルコトニ付キマシテハ、既ニ社会教育ニ関スル答申ニ於テモ述ベタトコロデアリマスガ、現下ニ於ケルソノ重要性ニ対シ、少クトモ現在ノ機構ヲ拡大シテ外局トナスカ、又ハ充実セル数局トナス等ノ措置ヲ講ゼラレタイノデアリマス。

一、其ノ四ハ学校教育並ニ教科用図書ノ行政ニ関スル事デアリマス。コレ等ノ行政ヲ掌ル諸部局ハ、教育ノ刷新振興ニ関スル諸方策ノ実施及運用ニ当ルノデアリマスルカラ、本会ノ答申事項ノ実施ヲ遺憾ナカラシムル為、其ノ機構ハ夫々整備拡充スルコトヲ必要トスルノデアリマス。

又実業教育ヲ振興セシムル為、其ノ行政機構ヲ整備拡充スルニ当リマシテ、就中特ニ商船、水産ニ関スル教育ノ振興ニ留意シ、其ノ行政機構ノ整備拡充ニ一層ノ力ヲ用フベキデアルトスルノデアリマス。尚一言ヲ附加シテ置キマシガ、目下政府ニ於テ、今次事変中ニ限り臨時的ニ商船学校ノ管理ヲ通信省ニ移スノ計画ガアル様デアリマスルガ、商船教育ノ本質ヨリシテ、本来ノ所管ハ文部省ニ属スルノデアリマスカラ、事変終了後ハ当然本来ノ所管ニ復帰スベキ

モノト認め、茲ニ教育行政事項中ニ於テ、其ノ刷新振興ヲ策シタ次第デアリマス。

一、教育ノ効果ハ畢竟教育者其ノ人ノ力ニ俟ツモノデアリマスルカラ、教職員ノ人事、養成及検定ニ関スル行政ハ教育行政中ニ在リテモ特ニ運用ノ敏活公正ヲ要スル事項デアリマス。依ツテ第五項ニ於キマシテハ、コレ等ノ行政ヲ掌ル機構ハ、之ヲ十分ニ整備シテ、其ノ事ヲ行フニ遺憾ナキヲ期シタノデアリマス。尚教員検定ニ関シマシテハ、曩ニ本会ノ答申ニ於テ、之ニ関スル行政機構ノ拡充整備ヲ図リ其ノ制度運用ノ完キヲ期スベキ旨ヲ決議シタ次第デアリマスガ、特ニ教職員ノ人事及養成ニ関スル行政機構ト緊密ナル連繋ヲ図ルノ必要ガアルノデアリマス。

一、其ノ六ハ体育ニ関スル行政機構ノ事デアリマス。言フマデモナク体育ハ知育、徳育ト相俟ツテ教育ノ一環ヲナスモノデアリマスカラ、文部省ニ於テ之ヲ掌ルベキモノデアリマス。然ルニ所謂社会体育ニ関シマシテハ、現在ハ国民保健ニ関スル行政ヲ管理スル厚生省ニ於テ之ヲ掌ツテ居ルノデアリマス。然シナガラ之ハ国民体位ノ向上ヲ目的トスル便宜上ノコトト考ヘラルルノデアリマスカラ、教育ニ関スル限り体育ニ属スル事項ハ原則トシテ文部省ニ掌理セシメ、体育行政ノ一元化ヲ期スルコトト致シタノデアリマス。従ヒマシテ少クトモ、青少年団等ノ体育ハ学校体育ト共ニ文部省ニ於テ之ヲ一層強化シ、以テ皇国民ノ鍊成ニ遺憾ナキヲ期セネバナリマセヌ。尚之ト共ニ体育局ノ機構ノ拡充整

備ヲ要スルコト勿論デアリマス。

一、第七項ハ督学機構ニ関スル事デアリマシテ、委員会ニ於テ慎重審議ヲ重ネタ事項デアリマス。督学ハ申スマデモナク、實際教育ヲ直接視察シテ之ヲ指導監督スル重要ナル使命ヲ有シ、教育ノ成否ニ重大ナル関係ヲ有スルモノデアリマスルカラ、其ノ機構ヲ整備強化スルト共ニ、其ノ教職員ノ待遇ヲ改善スルコト致シタノデアリマス。

又督学ト他ノ一般学務行政トノ聯関ヲ一層緊密ニスルコトノ必要ヲ認ムルノデアリマシテ、之ハ當ニ督学ヲ有効適切ナラシムルノミナラズ、一般教育行政ヲ効果アラシムル所以デアルト考フルノデアリマス。

一、第八項ハ宗教行政ニ関スル事項デアリマスガ、宗教ニ付テハ最近宗教団体法ガ実施セラレタルノミナラズ、教育ニ対スル影響モ深甚ナルモノガアリマスノデ、之ニ関スル行政ノ運営ヲ完カラシムル為、諮問機關ヲ設クル等其ノ行政機構ノ整備ヲ図ルコトノ必要ヲ認ムルモノデアリマス。

次ニ地方教育行政機構ノ説明ヲ致シマス。

一、督学機構ヲ整備強化スルノ要アルコトニ付テハ既ニ中央行政機構ニ於テ述べタトコロデアリマスガ、實際教育ニ対スル督学ガ真ニヨクソノ効果ヲ収ムル為ニハ、單ニ中央ニ於ケル機構ヲ整備スルニ止マラズ、地方教育ノ実情ヲ十分ニ承知シ之ニ即シテ適切ナル指導ヲ与ヘ得ルガ如キ組織ノ整備セラルルコトガ必要デアリマス。ソコデ第一項ニ於キマシテハ、全国ヲ数区ニ分チ、ソレ等各区内ノ適當ナル場所

ニ文部省ノ督学機関ヲ常置シ、コノ督学機関ハ中央ノ督学機構ト相俟ツテ区内教育機関ニ対スル視察指導ヲ行フト共ニ、地方教育行政機関トノ連繫ヲ一層緊密ニシ、以テ地方ニ於ケル教育効果ノ完キヲ期スルコトト致シタノデアリマス。

一、第二項ハ地方視学官、地方教学官及青年教育官ニ関スルコトデアリマス。現在コレ等ノ教育行政官ハソノ数ニ於テ僅少ナルノミナラズ、ソノ待遇ニ於テモ亦十分ナラザル実情ニ在リマスノデ、ソノ増員及待遇ノ改善ヲ図ルコトトシタノデアリマス。又ソノ任免ノ取扱ハ内務大臣ノ権限ニナツテ居リマスル關係上、人材ノ簡拔榮進等ニ関シ不便ナ点ガ多々アリマシタカラ、茲ニ其ノ取扱ヲ文部大臣ノ権限タラシムルコトト致シタノデアリマス。文部大臣ハ克ク地方行政当局ト協調ヲ保チ運用上遺漏ナキヲ期セラレ度イノデアリマス。

地方ニ於ケル視学ハ、實際上主トシテ国民ノ基礎教育タル国民学校ノ教育ヲ指導監督スルノデアリマスガ、ソノ定員數ハ甚ダ少ク且ソノ待遇ノ薄キニ過グルコトハ世ノ齊シク認ムル所デアリマシテ、斯カル事情ノ下ニ其ノ効果ヲ期待スルコトハ頗ル困難デアリマス。茲ニ於テ視学ノ増員及ソノ待遇ノ改善ヲ図ルコトハ刻下喫緊ノ要務デアリマス。

一、第三項ハ公立中等学校長ノ異動任免ニ関スルコトデアリマス。公立中等学校長ノ異動任免ノ奏薦ハ固ヨリ文部大臣ノ権限デアリマスガ、其ノ取扱ニ付テハ、地方長官ノ推薦ニ

ヨル現行ノ方法ヲ大体可トスルモ、文部大臣ニ於テ広ク全国の視野ノ下ニ適材ヲ適所ニ配置スルヤウ一層留意スベキモノト致シタノデアリマス。

一、地方ニ於テ実業教育ニ関スル主務ヲ掌ル者ハ事实上存在スルノデアリマスガ、未ダ其ノ職制ノ完備セラレナイノハ遺憾デアリマスノデ、第四項ハ速カニ実業教育主事ノ職制ヲ設ケ、実業教育ノ振興ヲ図ルコトト致シタノデアリマス。

一、第五項ハ市町村ニ於ケル学務委員、社会教育委員及社会教化委員等ニ関スルコトデアリマス。コレ等ノ委員ハイヅレモ皆齊シク教育関係ノ委員デアリナガラ、夫夫設置ノ由来及法規上ノ根拠等ヲ異ニ致シマス関係上、相互間ノ聯絡モ十分デナク又全体トシテソノ教育の使命ヲ達成シ得ルガ如キ機構ニハ成ツテ居ナイノデアリマス。コレ寔ニ市町村ニ於ケル教育振興上ノ恨事トスル所デアリマシテ、本項ハ茲ニコレ等ノ委員ガ一体ト成ツテ夫々ノ機能ヲ發揮シ得ルガ如キ機構ヲ確立セシムルコトト致シタノデアリマス。

(二) 財政ニ関スル事項説明

一、第一項ハ公立中等学校長ノ俸給ノ負担ニ付テ定メタモノデアリマス。校長ニ対シ優遇ノ途ヲ講ズルノ要アルコトハ既ニ答申ヲ致シマシタノデアリマスガ、更ニ其ノ俸給ヲ国庫ノ負担トナスコトハ、刻下極メテ適切ナル措置デアリマシテ、之ガ実施ノ成ルベク速カナランコトヲ要望スル次第デアリマス。

一、我が国學術ノ水準ヲ高ムル為、學術ヲ振興シ、理科教育ヲ

刷新スルノ要アルコトハ本会ノ答申ニ於テモ屢々強調シタルトコロデアリマシテ、之ガ為ニ必要ナル經費ヲ飛躍的ニ増額シナケレバナラヌコトハ全委員ノ齊シク認メラレタトコロデアリマス。政府ニ於テモ十分意ノアルトコロヲ汲マレ、積極的ニ之ガ經費ヲ計上セラレンコトヲ切望シテ止マナイノデアリマス。

一、体育ノ施設ニ関シマシテハ、他ノ教育施設ニ比シ從來比較的輕視サレテ居リ、之ニ要スル經費モ甚ダ貧弱デアリマシタコトハ誠ニ遺憾ナコトデアリマシテ、カカル傾向ヲ是正シ、克ク体育ノ普及發達ヲ策スルハ焦眉ノ急務ト信ズルノデアリマス。即チ第三項ニ於テ学校教育、社会教育ノ凡テヲ通ジテ、体育ニ関スル人的、物的ノ施設ノ整備強化ヲ期スル為、之ニ必要ナル經費ヲ速カニ十分支出サレンコトヲ要望スル次第デアリマス。

一、其ノ四ハ私立学校教職員ノ恩給制度ニ関スル事項デアリマス。私立学校教職員ニ対シテハ、現ニ財団法人私立中等学校恩給財団ヲ初メ多少ノ私的施設ガアリ夫々恩給ヲ支給シテ居ルノデアリマスルガ、其ノ規模、内容等ニ付テハ十分ナ点ガ少クナイノデアリマス。従ツテ之等施設ヲ充實強化スルコトハ、教職員ヲシテ教育ニ尽スニ遺憾ナカラシムル上カラ言ツテ極メテ肝要ナコトデアリマス。之ガ為ニハ少クトモ、私立学校ノ全教職員ヲ一丸トシテ加入セシムルノ方途ヲ講ズルト共ニ、教職員ヨリノ納入金ノ増徴、財団ニ対スル学校負担金ノ増納並ニ国庫補助金ノ増額等ニ依

リ、其ノ財政的基礎ヲ強固ニスルコトガ緊要デアリマス。然シナガラ教育ハ本来国家的使命ヲ有スルモノデアリマスカラ、更ニ進ンデ政府自ラ、私立ノ大学、専門学校、高等学校、中等学校等ノ教職員全般ニ互リ、国ノ恩給制度ニ準ジ恩給ヲ支給スルノ方途ヲ講ズルコトガ最モ適切デアルト考ヘマス。

一、第五項ハ学校教職員共済組合制度ニ関スル事項デアリマス。学校教職員共済組合ハ創設後日尚浅ク、之ガ活動ハ今後ニ期待サルベキデアリマスガ、特ニ給付ニ関シテハ一層ノ充実ヲ図ルノ要ガアリ、組合員ノ範圍ニ付テモ考慮ノ余地ガアルモノト考ヘマス。更ニ附帯事業トシテ、育英其ノ他福利増進ノ為ノ施設ヲ整備拡充スルコトモ亦必要デアリマス。

私立ノ中等学校、青年学校等ノ教職員ニ対シテモ、公立学校ノ教職員ニ準ジ共済組合ヲ設ケシメ、国庫ヨリ相当ノ助成ヲナスコトハ、教育ノ効果ヲ完カラシムル上カラ言ツテ速カニ考慮スベキコトデアリマス。

一、最後ニ、教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関スル本会ノ答申実施ニ付テハ、或ハ経費ヲ要セズシテ直チニ実現シ得ベキモノ又少クハナイデアリマスガ、其ノ多クハ経費ヲ伴ハズシテハ効果ノ完キヲ期シ得ナイノデアリマシテ、之ガ為ニハ相当多額ノ経費ノ支出ヲ要スルコト論ヲ俟タナイノデアリマス。

政府ニ於テハ国運ノ隆昌ガ教育ノ力ニ負フ所、真ニ甚大ナ

ルニ深く思フ致シ、万難ヲ排除シテ、速カニ之ガ必要ナル経費ヲ十分支出スルノ方途ヲ講ゼラレンコトヲ希求シテ止マナイ次第デアリマス。

第三 建議ニ関スル件説明

一、国民学校教員ノ優遇並ニ師範学校制度ノ刷新改善ニ付キマシテハ、既ニ答申ヲ了シタ所デアリマスガ、コレ等ノ事項ハ密接離ルベカラザル關係ヲ有スルモノデアリマシテ、其ノ実現ハ何レモ我が国内外ノ情勢ニ鑑ミマシテ焦眉ノ急務ト存ズルノデアリマス。サレバ政府ハ速カニ之ガ具体的方途ヲ講ジ、其ノ実施ヲ完ウシテ国民教育ニ万遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ムノデアリマス。

一、諮詢機關ノ設置ニ付キマシテハ、教育審議会ノ廃止後ニ於キマシテモ、現下ノ時局ニ於ケル教育ノ重要性及事変後ニ於ケル国民思想ノ指導等ノ諸問題ヲ考慮シ、政府ハ文政ニ関スル重要事項ヲ審議スル為、有力ナル恒久的の諮詢機關ヲ内閣ニ設置セラレンコトヲ望ムノデアリマス。

一、次ニ教育尊重ノ件ニ付キ説明致シマス。教育ハ国家経論ノ大本デアリマシテ、国運ノ隆昌ハ一ニ教育ノ力ニ拠ルモノデアルコトハ論ヲ俟タナイノデアリマス。今ヤ我が国ハ東亜新秩序建設ト言フ未曾有ノ世局ニ際会シ、国防ニ産業ニ将タ諸般ノ國務ニ国家総力ヲ拵ゲテ奮勵邁進スベキノ秋デアリマシテ、其ノ根基タル教育ノ刷新振興ヲ要スル蓋シ今日ヨリ急ナルハナイノデアリマス。而シテ我が国教育ノ刷新振興ヲ図ルノ根本ハ教育ノ全般ニ涉リテ其ノ嚮フ所ヲ皇

国ノ道ニ帰一セシメ、皇国ノ重大使命ヲ負荷スルニ足ルベキ大国民ヲ陶冶鍊成スルニアルノデアリマス。若シ夫レ現下ノ時局中ニ於テ、或ハ教育ノ本義ヲ誤リ或ハ其ノ本質ヲ低下セシムルガ如キ等ノコトガアリマシテハ、悔ヲ将来ニ貽スコト大ナルモノアルベキヲ憂フルノデアリマス。政府ハ克ク国民全般ヲ指導シテ我が国教育ノ特質ニ関スル理解ヲ深カラシメ、教育尊重ノ精神ヲ益々昂揚シテ洽ク国内ニ普及徹底セシメ、本審議會ノ答申ハ一日モ速カニ其ノ実施ヲ完遂シ、以テ内ニ国本ヲ不拔ニ培ヒ皇基ヲ振起シ、外ニ八紘為宇ノ肇国精神ヲ顕現スルニ於テ違算ナカランコトヲ望ムノデアリマス。

第四 結語

以上ヲモチマシテ、特別委員会ガ、今回審議決定致シマシタル教育行政及財政ニ関スル答申案並ニ建議案ニ関スル説明ヲ終リマス。右各案ハ審査經過ニ於テ述べマシタ如ク、特別委員ニ於テ二十回ニ及ブ会同ヲ重ネテ慎重審議、全会一致ヲ以テ決定致シタ次第デアリマスレバ、委員各位ニ於カレマシテハ、叙上説明申上ゲタ趣旨ヲ宜シク御諒察下サイマシテ、十分御審議ノ上御決定アランコトヲ切望致シマス。

顧ミマスレバ、本審議會ハ時代ノ要求ニ対応シ、昭和十二年十二月優渥ナル上諭ノ下ニ成立ヲ致シ、我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策ニ付テ政府ノ諮問ヲ受ケ、審議ノ結果昭和十三年四月、本会ノ總會ニ於テ吾々三十名ノ委員ガ特別委員ニ指名セラレ、答申ニ関スル審査ノ御委託ヲ

受ケタノデアリマスガ、爾来特別委員会ハ鋭意審査ニ従事致シ、諮問事項ヲ便宜ニ依リ、初等教育・中等教育・高等教育・社会教育並ニ教育行政及財政ノ五部門ニ分ケマシテ、特別委員会中ニ、逐次各部門毎ニ整理委員会ヲ設ケ、整理委員会ヲ開クコト通計百六十九回、特別委員ノ總會ヲ開クコト六十一回ニ及ビマシテ、慎重審議ヲ尽シ、御承知ノ通り成案ヲ得ル毎ニ中間報告ヲ致シ、本会ヨリ夫々政府ヘ答申ヲ致サレ来ツタノデアリマス。而シテ特別委員ニ於キマシテハ、四年ニ互リ数名ノ補欠指名ガアリマシタ外、大多数ハ創設当初ヨリ終始一貫審査ニ当ラレタノデアリマス。

特別委員会ト致シマシテハ、今回ノ答申案及建議案ノ作成ヲ以テ、答申事項並ニ答申事項ニ関聯スル事項ニ付テ審査ヲ完了シ、之ヲ以テ本会ヨリ御委託ヲ受ケマシタル諮問事項ニ関スル任務ヲ終了シ、茲ニ及バズナガラ責任ヲ果スコトヲ得マシタ次第デアリマス。是レ全ク各位ノ御懇篤ナル御指導ト御協力トノ賜デアリマシテ深く感謝致シマス。皇国百年ノ大計タル教育ノ刷新振興ニ関スル諸方策ノ実施ニ関シマシテハ、政府ニ於カレテハ勿論、各位ニ於カレマシテモ此ノ上トモ深厚ナル御配意アランコトヲ切望スル次第デアリマス。

(注記1)

佐野

(注記2)

〔函〕

(注記3)

〔三三〕
(朱書)

(簿冊内件名番号)

〔昭和十六年 公文雜纂
2A, 15, ㊟2598〕

内閣五
各種調査会
委員会

〔卷五〕